

桜の郷コミュニティセンターの利用について

桜の郷コミュニティセンターは、町民の皆さまの交流活動や地域のコミュニティ活動などに活用いただくため、諸室の貸し出しを行っています。

<集会室1>



<フリースペース>



【施設の名称・所在地】

茨城町桜の郷コミュニティセンター
(桜の郷コミセン)
茨城町桜の郷3114-9

【開館・閉館時間】

午前8時30分～午後5時

【休館日】

毎週月・木曜日

※月曜日および木曜日が国民の祝日にあたる場合はその翌日が休館日となります。

【諸室の利用方法】

町ホームページをご確認いただくか、直接下記までお問い合わせください。

【フリースペースについて】

フリースペースを開放しています。学生の学習や少人数での打合せなどに。絵本なども用意していますので、皆さまお気軽にご利用ください！

Information

- ・フリーWi-Fiがあります。諸室やフリースペース利用の際にお使いください。
 - ・自動販売機を設置しています。
 - ・町図書館で借りた本やCD・DVDを桜の郷コミセンに返却することができます。
 - ・フリースペースの絵本や児童図書など、自由にご利用いただけます。
- ※施設外への持ち出しはご遠慮ください。

その他の注意事項や開館日など、詳しくは町ホームページをご確認ください。



【問合せ先】 茨城町桜の郷コミュニティセンター ☎ 029-219-0044
秘書広聴課 秘書広報・協働推進グループ ☎ 029-291-8802 (直通)

茨城県低所得の 子育て世帯生活応援特別給付金について

ひとり親世帯分

茨城県では、物価高の影響を受けて困難に直面している低所得の子育て世帯を見舞う観点から、子ども一人当たり5万円の特別給付金を支給することが決定しました。ひとり親等で児童扶養手当を受給している方およびひとり親世帯以外で令和7年度町民税均等割が非課税の方(令和8年1月の児童手当受給者)は、原則申請不要であり、給付金を支給していますが、下記に該当する方は**申請が必要**です。

- ▶ **申請が必要な方** **ひとり親であっても児童扶養手当を受給していない方**
(公的年金等(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受給していることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方)
- ▶ **支給額** 対象児童一人当たり5万円
(1回限りの支給です。ひとり親世帯以外の給付金と併給はできません。)
- ▶ **申請期限** **4月30日(木)**
※提出期限内に申請がなかった場合は支給されません。
- ▶ **申請方法** 茨城県ホームページに詳しく掲載されていますので、必要書類等をご確認の上、申請期限までに町こども課へ申請書等を提出してください。



県ホームページはこちら

【問合せ先】 茨城県福祉部子ども政策局青少年家庭課 ☎ 029-301-2183
町こども課 ☎ 029-240-7144 (直通)

令和8年度の町税等に関するお知らせ

◎町税の全期納付書の廃止について

納付書を使用し納税していただいている方について、これまで全期用の納付書と期別用の納付書を送付していましたが、二重納付防止と事務効率化のため、令和8年度から全期用の納付書を廃止します。年間の税額を一括して納付する場合は、期別用の納付書をすべて使用することで一括納付が可能となります。

【対象税目】

固定資産税、町県民税・森林環境税

※口座振替で4期分をまとめて第1期納期限に納付する場合は、これまで通り、全期でお申し込みください。

◎納税通知書等の発送について

令和8年度の町税等に関する納税通知書等は、次の日程により、発送します。

税 目	発 送 日
介護保険料(暫定)	4月 7日(火)
固定資産税	4月 9日(木)
軽自動車税	5月 1日(金)
町県民税・森林環境税 ※	6月12日(金)
後期高齢者医療保険料	7月13日(月)
国民健康保険税	7月14日(火)
介護保険料(決定)	8月 7日(金)

※町県民税を納付書により納付(普通徴収)する方への発送日となります。給与から天引きの方(特別徴収)は、決定通知書を勤務先から受け取るようになります。

◎町税等の納期について

令和8年度の町税等納期は、下表のとおりです。

税 目 等	納 期 月											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税	1期			2期					3期		4期	
町県民税・森林環境税			1期		2期		3期			4期		
軽自動車税		全期										
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
介護保険料	1期		2期		3期		4期		5期		6期	
後期高齢者医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

※各税目・保険料の納期限日は、当月の月末となります(12月のみ25日)。

※納期限日が休祭日の場合は、翌日が納期限の日となります。

◎口座振替のご案内

町税等の納付につきましては、安全・便利な口座振替をおすすめしています。

口座振替全般については
こちら



Web口座振替受付サービス
についてはこちら



キャッシュカードによる口座振替
申し込みについてはこちら



【問合せ先】

○固定資産税、町県民税、軽自動車税に関すること 税務課 ☎ 029-240-7104 (直通)
○国民健康保険税、後期高齢者医療保険料に関すること 保険課 ☎ 029-240-7113 (直通)
○介護保険料に関すること 長寿福祉課 ☎ 029-291-8407 (直通)